

令和7年度答申第93号
令和8年3月13日

諮問番号 令和7年度諮問第145号（令和8年2月5日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、母のA（以下「母A」という。）は準軍属として死亡したとして、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号（令和7年法律第18号による改正（同年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、母Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺

族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者で、基準日において日本の国籍を有しているものをいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法4条は、特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行うと規定している。

そして、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）3条（令和7年政令第143号による改正（同年4月1日施行）前のもの）は、特別弔慰金支給法4条に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、死亡した者で除籍された当時における本籍地が本邦にあったものに係るものは、当該本籍地の都道府県知事が行うこととし、この場合においては、特別弔慰金支給法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする規定している。

（2）遺族援護法関係

ア 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

また、遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

イ 遺族援護法2条1項は、この法律において、「軍人軍属」とは、①恩給法の一部を改正する法律（昭和21年法律第31号）による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）19条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員（以下「陸海軍部内文官」という。）又は公務員に準ずべき者（1号）、②もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉦員（2号。以下「陸海軍部内有給軍属」という。）、③旧国家総動員法（昭和13年法律第55号）に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員（3号。以下「船

船運営会船員」という。)、④もとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に上記①から③までに掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中の南満州鉄道株式会社の職員及び政令で定めるこれに準ずる者(4号。以下「満鉄軍属」という。))をいうと規定している(上記①に掲げる者が「軍人」であり、上記②から④までに掲げる者が「軍属」である。))。

ウ 遺族援護法2条3項は、この法律において、「準軍属」とは、①旧国家総動員法4条の規定に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者等(1号)、②もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者(2号)、③国民義勇隊の隊員(3号)、④満州開拓青年義勇隊の隊員(4号)、⑤旧特別未帰還者給与法(昭和23年法律第279号)1条に規定する特別未帰還者(5号。以下「特別未帰還者」という。)、⑥事変地又は戦地に準ずる地域における勤務に従事中的もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員(6号。以下「準事変地又は準戦地勤務の準軍属」という。)、⑦旧防空法(昭和12年法律第47号)6条1項若しくは2項の規定により防空の実施に従事中的者(7号。以下「防空業務従事者」という。))又は同法6条の2第1項の指定を受けた者(以下「防空監視隊員」という。))をいうと規定している。

エ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者(遺族援護法24条1項の規定により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。))で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする規定している。

オ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 母Aは、大正元年a月b日、出生し、昭和8年7月1日、C(以下「父C」という。))と婚姻した。父Cと母Aの間には、昭和9年c月d日に長男のD(以下「兄D」という。))が、昭和15年e月f日に三男の審査請求人が、昭和18年g月h日に二女のEが、昭和20年i月j日に四男の

Fがそれぞれ出生した。なお、審査請求人の出生地は、G地であった。

(改製原戸籍謄本(戸主:父C) (以下「本件戸籍謄本」という。)、戸籍
全部事項証明(審査請求人))

- (2) 母Aは、昭和21年2月17日、H地で死亡し、父Cは、同年9月12日、母Aの死亡の届出をした。なお、母Aの死亡時の本籍地は、I地、除籍時の本籍地は、J地であった。

(本件戸籍謄本)

- (3) 審査請求人は、令和5年2月15日、住所地のK市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、母Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をしたところ、処分庁は、同月20日、本件請求を受け付け、その後、同年3月24日、L知事が本件請求を受け付けた。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (4) L知事は、令和6年4月2日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様について、請求者であるX様より提出された資料(写真)及びL都道府県で保管する資料等を基に精査したところ、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していたものとは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、X様は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分をした。

(却下通知書(令和6年4月2日付け))

- (5) L知事は、令和6年5月14日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様の除籍時本籍がJ'地であり、L都道府県が裁定できないため。」との理由を付して、上記(4)の却下処分を取り消した。

(却下取消通知書)

- (6) 処分庁は、令和6年11月5日付けで、審査請求人に対し、「特別弔慰金支給法第2条第1項では、特別弔慰金は戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という)による弔慰金を受ける権利を取得した戦没者等の遺族が支給の対象とされています。また、遺族援護法第34条第1項では、弔慰金は「公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより(略)死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族」に対し支給するものとされています。A様に関し、軍歴に該当する保管資料が存在せず、昭和35年4月13日付けでD様からL都道府県へ提出された「死亡した者の外地における状況、外地における死亡状況等に関する申立書」には、職業は

無職、傷病名は心臓衰弱及栄養失調と記載されており、上記支給要件を満たしておりません。令和6年6月19日にあなた様から提出があった資料について国に確認する等して検証しましたが、昭和35年に提出の上記申立書の内容を覆しA様を軍人軍属又は軍人軍属であった者と認められる事実を確認するには至りませんでした。したがって、あなた様を、弔慰金を受ける権利を有した戦没者等の遺族に該当すると認められる事実の認定には至りません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。なお、審査請求人が却下通知書を受領したのは令和6年1月25日であった。

（却下通知書（令和6年11月5日付け）、「受領書」と題する書面）

(7) 審査請求人は、令和7年2月13日付けで、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和8年2月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」（令和5年2月15日付け）

審査請求人は、上記の書面において、「戦没者等のもとの身分」については、準軍属としていた。

(2) 「もとの陸軍又は海軍の勤務に専従したことの申立書」（令和6年7月4日付け。申立者：M（兄Dの妻））

母Aは、父Cと準軍属として、N地のO事務所で公務中二人組の強盗に押し入れられ、母Aは大けがをしてそれが原因で死亡したと聞いています。

(3) 「説明書」（令和7年3月12日付け）

父Cは、P営林署で測量士として、母Aは、P営林署で、書類作成などの事務手伝いをしていました。父Cと母Aは、そこで結婚して、今のN地に渡りました。父Cは、N地に行って、すぐにO事務所に軍属として行きました。

審査請求人は、N地のO事務所の官舎で生まれました。

当時、母AがO事務所の中で、N地人の強盗に襲われ、大けがをしてしまい、それが原因で母Aは死亡しました。

(4) 「弁明、説明書」 (令和7年6月24日付け)

父Cが母Aと兄Dを連れて、三人で軍属として、N地に渡ったと父母の身内の人が言っていました。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人が基準日(令和2年4月1日)において特別弔慰金支給法の特別弔慰金の支給対象となる戦没者等の遺族に該当するためには、母Aが、遺族援護法2条に規定されている軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。

2 本件請求時に審査請求人から提出された資料について確認すると、①令和2年7月29日付けK市長証明の戸籍全部事項証明書(審査請求人)、②同日付け同市長認証の改製原戸籍謄本(筆頭者:父C)、③同日付け同市長認証の改製原戸籍謄本(戸主:父C。本件戸籍謄本)、④写真4葉、⑤令和6年6月19日に提出されたQ営林局資料及び家族写真2葉、⑥処分庁の求めに応じて同年7月4日に提出された「もとの陸軍又は海軍の勤務に専従したことの申立書」並びに⑦同日に提出された写真帳(写真2葉)が提出されている(以下「審査請求人から提出された資料」という。)

次に、処分庁から提出された資料について確認すると、兄Dが母Aに係る引揚者遺族給付金の請求のためL都道府県に提出した、「死亡した者の外地における状況、外地における死亡状況等に関する申立書」(昭和35年4月13日付け。以下「外地状況申立書」という。)、 「遺族給付金請求書」、 「遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がいないことの申立書」、 「先順位の者がいない旨の申立書」及び「遺族給付金請求同意書」(以下これらを「引給関係書類」という。)を提出したことが確認できる。

続いて、弁明書の記載によれば、処分庁において母Aの軍歴に該当する保管資料が存在せず、また、母AがJ'地に本籍を移す前の本籍地がI'地であるが、L都道府県においても同人の軍歴に該当する保管資料は存在しなかった(以下「処分庁資料調査結果」という。)と記載されている。

加えて、厚生労働省社会・援護局保管の資料のうち、旧陸海軍人事関係資料を調査するも、母Aに関する資料は確認できなかった(以下「当局資料調査結果」という。)

3 上記2の記載内容を踏まえ、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人は提出された戸籍書類から、母Aの

子であることが確認できる。

次に、母Aの身分等について確認すると、引給関係書類のうち外地状況申立書には、母Aについて、職業は「無職」、傷病名は「心臓衰弱及栄養失調」、受傷り病した年月日は、「昭和20年k月1日」、受傷り病した場所は「R地」、受傷り病の状況は「20年i月j日出産、三日目より連日連夜Sの家宅不法侵入で心臓衰弱栄養失調になった。」及び死亡した場所は「R地T医院内」と記載されているが、これらの記載内容、審査請求人から提出された資料、処分庁資料調査結果及び当局資料調査結果からは、母Aが遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属に該当することは確認できない。

- 4 以上のとおり、母Aは遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められないことから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件請求に対して、これを却下した本件却下処分は適正であると考えられ、本件却下処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手續までの所要期間である。）。

審査請求の受付 : 令和7年2月21日

審理員意見書の提出 : 同年7月8日

本件諮問 : 令和8年2月5日

(審理員意見書の提出から約7か月、本件審査請求の受付から約11か月半)

- (2) そうすると、本件では、審査庁において、審理員意見書の提出から本件諮問までに約7か月の期間を要しているが、特段の理由があったとは認められないから、審査庁においては審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点及び後記3で指摘する点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、母Aが遺族援護法2条1項に規定する「軍人軍属」又は同条3項に規定する「準軍属」に該当するか否かが問題となっている。

(2) 遺族援護法2条1項は、「軍人軍属」とは、①軍人、準軍人その他陸海軍部内文官又は公務員に準ずべき者(1号)、②陸海軍部内有給軍属(2号)、③船舶運営会船員(3号)、④満鉄軍属(4号)をいうと規定し(上記第1の1の(2)のイ)、同条3項は、「準軍属」とは、①旧国家総動員法4条の規定に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者等(1号)、②もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者(2号)、③国民義勇隊の隊員(3号)、④満州開拓青年義勇隊の隊員(4号)、⑤特別未帰還者(5号)、⑥準事変地又は準戦地勤務の準軍属(6号)、⑦防空業務従事者又は防空監視隊員(7号)をいうと規定している(上記第1の1の(2)のウ)。

(3) そこで、母Aに係る記録について検討する。

ア 本件戸籍謄本

(ア) 死亡日及び場所

「昭和貳拾壹年貳月拾七日H地ニ於テ死亡」

(イ) 本籍地

・昭和21年2月17日(死亡時)：I地

・昭和21年9月12日(除籍時)：J地

イ 外地状況申立書(昭和35年4月13日付け)

死亡した者の昭和20年8月9(15)日の職業：「無職」

死亡原因となった傷病名：「心臓衰弱及栄養失調」

受傷り病した年月日：「昭和20年k月l日」

受傷り病した場所：「R地」

受傷り病の状況：「20年i月j日出産、3日目より連日連夜Sの家宅不法侵入で心臓衰弱栄養失調になった。」

死亡年月日：「昭和21年2月17日」

死亡した場所：「R地 T医院内」

死亡した者が昭和20年8月9(15)日軍人軍属であったときは、そ

の身分及び所属部隊：記載無し

ウ L都道府県及び処分庁は、それぞれが保管する旧陸軍から継承した、軍人軍属等の軍歴等の資料において、それぞれ母Aの氏名、生年月日及び本籍地（L都道府県は、I地、処分庁は、J地）について、母Aの軍歴等について記載がないか確認したが、資料は見当たらなかった。処分庁は、父Cの氏名、生年月日及び本籍地（J地）についても調査をしたが、母Aの軍歴等の記載のある資料は見当たらなかった。

また、L都道府県及び処分庁は、それぞれが保管する引揚者や引揚前に死亡した者の遺族に対する給付金や特別交付金の受給権利を認定した際の関係資料において、母A及び父Cの氏名、生年月日について調査をしたが、母Aが軍人軍属又は準軍属であったことを示す記載のある資料は見当たらなかった。

さらに、処分庁は、国立国会図書館のホームページに掲載されている満州鉄道社員録において、母A及び父Cについて調査したが該当はなかった。

（令和8年2月19日付けの審査庁の事務連絡・記の回答2）

エ 審査庁は、厚生労働省保管の、旧陸海軍から引き継いだ、援護年金の支給や戦没者の慰霊事業等のための履歴証明業務等に使用している戦没者等援護関係資料において、母Aの氏名、生年月日、本籍地等の情報が存在しないか確認したが、母Aに係る記録は見当たらなかった（令和8年2月19日付けの審査庁の事務連絡・記の回答3）。

オ 以上によれば、母Aが、遺族援護法2条1項に規定する軍人軍属又は同条3項に規定する準軍属に該当することを確認することはできない。

したがって、審査請求人については、母Aに係る弔慰金を受ける権利を取得した者に当たると認めることはできない。

（4）なお、審査請求人は、家族写真や父Cに係るQ営林局の人事記録（令和6年6月19日提出）、「もとの陸軍又は海軍の勤務に専従したことの申立書」や写真帳（同年7月4日提出）のほか、父Cに係るU森林管理局の在職証明書及びV市役所の職歴証明書を提出しているが、いずれも母Aが軍人軍属又は準軍属であったことを確認することができるものとは認められない。

（5）上記（2）から（4）までで検討したところによれば、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

- (1) 審査請求人は、本件請求において、母Aのもとの地位について、準軍属であったとしていたところ（上記第1の3の（1）、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」（令和5年2月15日付け））、本件却下処分に係る却下通知書の処分の理由においては、この点については格別の記載はなく（上記第1の2の（6））、このような処分の理由の記載では、審査請求人においてその主張するところに対する処分庁の判断の内容を理解することは困難であったというべきである。処分庁においては、処分の理由の提示の在り方を改善する必要がある。
- (2) 本件審査請求に係る審査請求書（令和7年2月13日付け（審査庁の受付日は同月21日））には、①「審査請求にかかる処分」中の「処分があったことを知った年月日」欄、②「審査請求にかかる処分」中の「処分の内容」欄、③「審査請求の趣旨及び理由」欄、④「審査請求についての教示の有無」欄、⑤「教示の内容」中の「審査請求ができる旨の教示」欄、⑥「教示の内容」中の「審査請求すべき行政庁の名称」欄及び⑦「教示の内容」中の「審査請求をすることができる期間」欄が空白となっていたため、審査庁は、令和7年2月28日付けで、審査請求人に対し、「「審査請求書」中の記載事項について、下記の補正が必要です。添付別紙にご記入の上、令和7年3月14日までに当課宛て返送をお願いいたします。」と、上記①から⑦までの事項についての補正命令をしたところ、審査請求人から同年3月12日付けの補正書の提出（同月13日受付）があった。

しかし、審査請求人が提出した補正書には、審査庁が上記の別紙として示した書式中の「教示の内容：審査請求をすることができる期間」欄について補正がなかったため、審査庁は、同月14日付けで、審査請求人に対し、「教示の内容：審査請求をすることができる期間」欄について補正命令をしたところ、審査請求人から同月18日付けで補正書の提出（同月21日受付）があったが、審査庁は、「補正をお願いした事項が記入見本の通りではございませんでした」として、同月26日付けで、審査請求人に対し、再度、補正命令をしたところ、審査請求人から、補正書の提出（同年4月3日受付）があった。

「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月総務省行政管理局。以下「本件ガイドライン」という。）は、補正命令に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）23条の解釈に係る事項であって法令に基づき遵守すべきものとして、「例えば、処分のあった日から3月以

内に審査請求された場合の「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」や審査請求先に誤りがなく審査請求期間内である場合の「処分庁の教示の有無及びその内容」の記載が不足している場合など、明らかに適法な申立てである場合（中略）は、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じることは要しない。」としている。

そうすると、審査庁が上記の令和7年3月14日付け及び同月26日付けの補正命令をしたことについては、本件ガイドラインの上記のような内容及びその趣旨とするところを的確に理解しないまま、形式的な取扱いをして、意義に乏しい補正を命じた結果、審査請求人に無用の負担を負わせたとの批判を免れず、審査庁においては、本件ガイドラインの意義や内容等について理解を深め、審査請求に係る事務が適切に処理されるようにすることが期待される。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美